

津市過疎地域持続的発展計画（案）

（令和3年度～令和8年度）

津 市

目 次

1 基本的な事項	
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 津市公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	15
3 産業の振興	
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	18
(3) 計画	23
(4) 産業振興促進事項	24
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	24
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	24
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	28
(4) 津市公共施設等総合管理計画との整合	29
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 計画	33
(4) 津市公共施設等総合管理計画との整合	33

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計画	37
(4) 津市公共施設等総合管理計画との整合	37
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	43
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	45
(3) 計画	46
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 計画	50

事業計画（令和3年度～令和8年度）過疎地域持続的発展特別事業分 • 51

※ 各事項における事業計画の表中の番号及び区分名については、総務省通
知に基づき記載しています。

はじめに

過疎対策は、人口の著しい減少によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域において、住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山漁村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域が国土の保全・水源のかん養・地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割が果たせるよう、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずるものです。

昭和 45 年以来、過疎地域においては、これまで議員立法として制定された過疎対策立法のもと各種対策が講じられてきました。昭和 45~54 年度は「過疎地域対策緊急措置法」、昭和 55~平成元年度は「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 ~11 年度は「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12~令和 2 年度は「過疎地域自立促進特別措置法」(以下「旧過疎法」という。)、そして令和 3 年度からは「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「新過疎法」という。)と 5 次にわたり制定された法律のもと、対象市町村、関係都道府県、国の 3 者が一体となった対策が進められています。

このような中、旧過疎法では 3 度の改正がなされ、同法が令和 3 年 3 月 31 日に失効するまで、期限の延長及び支援措置の拡充等が図られ、津市においても過疎対策を実施してきましたが、令和 3 年 4 月 1 日に施行された新過疎法では、基準となる人口減少率と財政力指数が見直され、平成 18 年の市町村合併以来、市町村の廃置分合等があった場合の特例により「過疎地域としてみなされる区域」に認められてきた旧美杉村の区域(以下、「美杉地域」という。)が、「過疎地域としてみなされる区域」の対象外となりました。

新法の制定に伴って対象から外れた市町村については、6~7 年間(財政力指数により変動、津市は 6 年間)の激変緩和措置として財政的支援があることから、美杉地域の持続可能な自立に向けた津市過疎地域持続的発展計画を策定し、今後 6 年間(令和 3~8 年度)における美杉地域の過疎への対策及び地域の振興と発展に向けて取り組むものです。

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

津市は、三重県の中央部を横断して位置し、東は伊勢湾に臨み、西は伊賀市、名張市、奈良県曾爾村、御杖村と、南は松阪市と、北は鈴鹿市、亀山市と隣接しています。

総面積は 711.19 km²で県域面積 5,774.39 km²の約 12%を占め、県内の市町の中で最も広大な面積を有し、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

美杉地域は、市の南西に位置し、北西は伊賀市、名張市と、南東は松阪市と、南西は奈良県曾爾村、御杖村と接しており、面積は市域の約 3 割を占め、そのほとんどが森林となっています。

中央には伊勢湾に注ぐ雲出川、西部には大阪湾に注ぐ名張川が流れています。また、西部は室生赤目青山国定公園に指定され、さらに全域が赤目一志峠県立自然公園区域に指定されており、大洞山、俱留尊山をはじめとする 1,000m 級の山が連なっています。

② 歴史的条件

津市は、古くは海上交易の港町として賑わい、江戸時代には城下町として発展しました。

さらに、伊勢街道、初瀬街道、伊賀街道、奈良街道、伊勢本街道、伊勢別街道の 6 つの街道が通じ、東西の文化が接し、全国から情報が集まる地域でもありました。そのため、貴重な史跡・文化財など地域固有の歴史・文化が守り継がれ、それが今でも地域の生活の中に息づいています。

美杉地域を横断する伊勢本街道は、古来より大和と伊勢を結ぶ重要な街道の一つで、沿線には現在も歴史的な町並みや史跡「多氣北畠氏城館」等の貴重な歴史遺産が数多く残っています。

③ 社会的条件

津市は、県庁所在地として、国・県の行政機関や文化施設が多く立地しているほか、大学等高等教育機関や研究機関、医療機関、金融機関などの多様な都市機能が集積した地域です。

美杉地域の産業は、地域の 90%を森林が占める地勢を生かし、古くから林業が盛んで、優良木材を産出しています。また、山間地であるが故の斜面を利用したお茶の栽培や、雲出川の源流である美しい水を使ったアマゴ・マスの養殖が盛んです。

観光資源としては、続日本 100 名城にも認定された史跡「多気北畠氏城館」や伊勢本街道などの歴史資源、三多気の桜・君ヶ野ダム公園の桜・ミツマタ群生地といった観光スポット、さらに東海自然歩道・近畿自然歩道が通る大洞山・俱留尊山等の豊かな自然があり、それらを生かしたウォーキングコースを提供する森林セラピー基地があります。

美杉地域の生活圏は、地理的条件と生活道路により形成されており、地域の西部は国道 368 号を利用して名張市や伊賀市方面へ、東部及び北部は主要地方道久居美杉線・一志美杉線等の主要幹線道路を経由して市内都市部及び松阪市方面へと、集中する傾向があります。

また、地域内を通る唯一の鉄道として、JR名松線が東西に走り、白山地域、一志地域を通じて松阪市へと結んでいます。

④ 経済的諸条件

津市は、これまで合併によるメリットである行政の効率化や財政上の特例措置（普通交付税の算定の特例措置、合併特例事業債等）を最大限に活用し、合併後のまちづくりを進めると同時に健全な財政基盤を築いてきました。

しかしながら、社会経済情勢は、今後ますます厳しくなることが予想されます。少子高齢化を伴う人口減少の進展に伴い、市税は減少傾向が見込まれ、市の一般財源総額が拡大することは期待できない状況です。

美杉地域は農林業を基幹産業として発展してきましたが、木材の価格低迷による林業の衰退に伴い、地域内の就業率が徐々に低下し、昭和 50 年代以降は第三次産業での就業機会を求める地域外への転出が増加しました。人口の減少は第一次産業だけでなく、地域内の第二次、第三次産業にも影響を与え、後継者不足や担い手の高齢化、交通アクセスの悪い地域性などの要因も加わり、地域内の経済活動は零細化の一途を辿っています。

イ 過疎の状況

美杉地域の人口は減少傾向にあり、特に若年層の減少が著しく、高齢化率は57.4%（平成27年国勢調査）を超えるなど、少子高齢化が地域の大きな課題となっています。

このように少子高齢化が進行する中で、児童数の減少に伴う小学校の統合、産業振興を目的とした特産品販売施設として道の駅美杉や伊勢奥津駅前観光案内交流施設の開設、道路・上下水道・消防施設などの生活基盤の整備、そして地域コミュニティ形成の場として美杉総合文化センターや住民交流施設の整備を進めてきました。また、地域住民主体による森林セラピー基地の運営や歴史資源や伝統を生かした地域づくり、集落機能の再生、空き家活用による移住・交流の促進等への取組を進めています。

今後も、従来の取組を継続しながら、需要が高まる高齢者対策、地域医療や交通手段の確保、防災体制の整備など地域における生活環境の改善策に注力し、少子高齢化による地域コミュニティの担い手不足といったいま直面している地域の課題や地域の実情をさらに反映した対策を講じた上で、地域コミュニティの存続に向けた自立を促す必要があります。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

美杉地域の経済的発展のためには、自然・歴史・文化などの地域特有の魅力を活用し、観光業と各産業を結び付けた地域づくりが必要です。

また、地域産業の基盤となる人材確保は重要な課題であり、空き家情報バンク制度を活用した移住・交流人口の拡大に取り組みながら、若い世代が住みやすく、生きがいを持って暮らせる安心・安全な生活環境の整備を行うことも必要です。

地域の持続的な経済発展をめざし、平成30年にスタートした津市総合計画基本構想・第2次基本計画に基づきながら、将来にわたる観光振興施策に取り組んでいきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

美杉地域における人口の動向は、昭和35年の国勢調査では16,043人でしたが、昭和50年の国勢調査では11,408人、平成17年では6,392人、平成27年では4,495人（昭和35年比約72.0%減（11,548人減））と急激な減少を示しています。

また、平成27年の国勢調査では、地域全体の高齢者比率が57.4%と高く、反して30歳未満の比率が9.9%にとどまっており、計画満了時の令和9年には地域の人口は3,190人程度になると想定されます。

就業人口からみた産業構造は、昭和45年頃までは第一次産業である農林業が基幹産業として営まれてきましたが、農林産物価格の低迷などによる所得の低下、農林業従事者の高齢化等により、第一次産業の就業人口比率が大幅に減少し、安定的に収入が得られる第二次産業、第三次産業への就業移行が進みました。これにより、就業機会と通勤環境の改善を求めて地域外へ居住地を求める人が増加しました。

人口の減少対策として、就業の利便性とは異なる価値観による定住の促進をめざし、空き家情報バンク制度を活用した定住人口や交流人口の増加を図るため、豊かな自然を生かした森林セラピー基地・市営キャンプ場の運営などによる観光交流人口の拡大に取り組んでいます。

また、お茶、こんにゃく、アマゴなど、従来の特産物をはじめ、化学肥料を一切使用しない特別栽培米「美杉清流米」の生産のほか、地域の食材を使った新たな特産品づくりや観光資源を生かした誘客等、地域の活性化に向けた取組が進められています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）津市全域

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 226,065	人 257,198	% 13.8	人 280,384	% 9.0	人 288,538	% 2.9	人 279,886	% △3.0	
0 歳～14 歳	62,083	59,019	△4.9	49,395	△16.3	39,635	△19.8	35,663	△10.0	
15 歳～64 歳	147,432	172,924	17.3	192,789	11.5	184,992	△4.0	165,058	△10.8	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	59,781	59,345	△0.7	59,208	△0.2	48,953	△17.3	41,196	△15.8	
65 歳以上 (b)	16,550	25,204	52.3	38,143	51.3	63,197	65.7	77,624	22.8	
(a)/総数 若年者比率	% 26.4	% 23.1	—	% 21.1	—	% 17.0	—	% 14.7	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3	% 9.8	—	% 13.6	—	% 21.9	—	% 28.3	—	

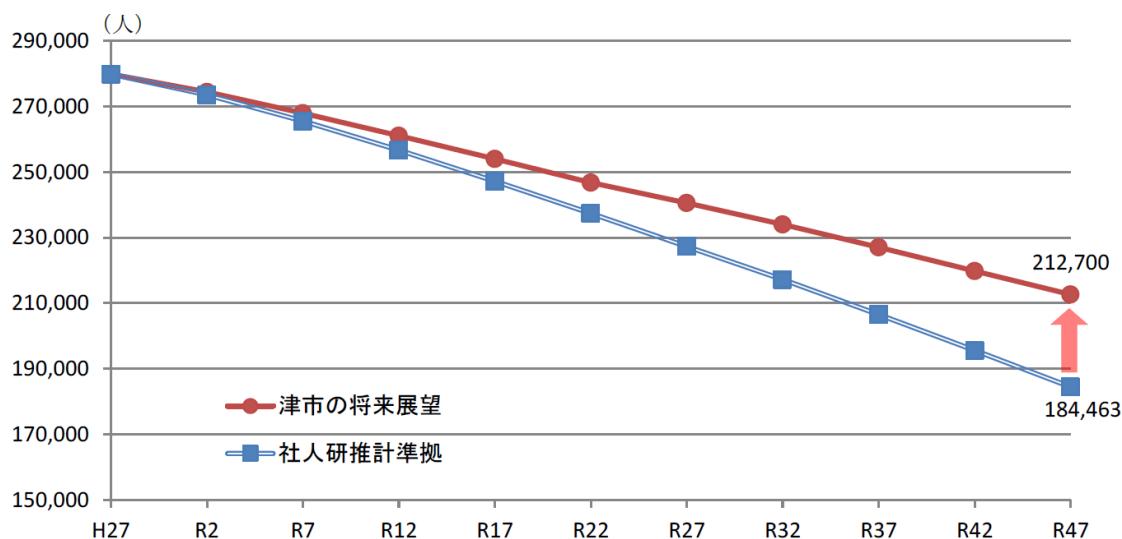
総数には年齢不詳者を合算

表 1-1(2) 人口の推移（国勢調査）美杉地域

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 16,043	人 11,408	% △28.9	人 8,835	% △22.6	人 6,392	% △27.7	人 4,495	% △29.7	
0 歳～14 歳	5,160	2,296	△55.5	1,087	△52.7	465	△57.2	164	△64.7	
15 歳～64 歳	9,521	7,329	△23.0	5,447	△25.7	3,104	△43.0	1,749	△43.7	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,029	1,768	△41.6	1,112	△37.1	582	△47.7	283	△51.4	
65 歳以上 (b)	1,362	1,783	30.9	2,301	29.1	2,823	22.7	2,582	△8.5	
(a)/総数 若年者比率	% 18.9	% 15.5	—	% 12.6	—	% 9.1	—	% 6.3	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 8.5	% 15.6	—	% 26.0	—	% 44.2	—	% 57.4	—	

総数には年齢不詳者を合算

表1-1(3) 津市の人口の将来展望



(備考) 社人研推計準拠は、国において社人研の推計を機械的に延長されたデータを元に作成し、令和47年まで機械的に延長したものです。

資料出所：第2期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

(3) 行財政の状況

美杉地域においては、過疎・高齢化の進行と基幹産業であった農林業の低迷を背景として、旧美杉村当時から、自主財源である地方税収入が落ち込むとともに、依存財源である地方交付税の減少により非常に厳しい財政運営を余儀なくされてきました。

市町村合併によって、財政力は以前より改善されたものの、新市においても現下の社会経済情勢等から依然として厳しい財政状況が続いています。

一方、日常生活に不可欠な道路網をはじめとする社会資本の整備、少子高齢化に対応した福祉施策の推進や医療の確保、地域産業の振興、住民の諸活動への支援など、美杉地域の行政需要は今後も現在と同等レベルの需要があると予想され、それに対応する施策を実施していく必要があります。

旧過疎法の失効及び新過疎法の施行に伴い、津市は法的に過疎地域（一部過疎）ではなくなりました。このような状況の中、美杉地域の実情に応じた新たな行政課題や住民からの多様なニーズに対応するため、市の健全財政の堅持に配慮しながら、地域の持続的発展に向け過疎対策事業債の活用など、財源の確保に努める必要があります。

【津市全域】

表1-2(1) 財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	102,719,267	115,597,857	114,552,477
一般財源	65,236,453	68,513,881	68,685,534
国庫支出金	12,542,604	15,282,995	15,792,804
都道府県支出金	5,928,596	6,584,100	7,284,774
地方債	10,551,800	16,668,900	13,772,000
うち過疎対策事業債	264,900	956,100	250,700
その他	8,459,814	8,547,981	9,017,365
歳出総額B	98,059,187	114,565,979	113,908,412
義務的経費	51,431,245	51,746,633	55,441,688
投資的経費	11,330,676	21,112,047	17,335,864
うち普通建設事業	10,502,215	19,660,831	17,202,176
その他	35,297,266	41,707,299	41,130,860
過疎対策事業費	621,637	1,802,622	278,378
歳入歳出差引額C(A-B)	4,660,080	1,031,878	644,065
翌年度へ繰越すべき財源D	972,238	459,538	409,938
実質収支C-D	3,687,842	572,340	234,127
財政力指数	0.76	0.75	0.71
公債費負担比率	15.8	12.4	14.2
実質公債費比率	12.2	8.3	4.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.4	90.7	97.5
将来負担比率	88.3	41.7	49.8
地方債現在高	96,553,516	102,664,305	112,711,477

(地方財政状況調査)

※上記の表中の「うち過疎対策事業債」及び「過疎対策事業費」の額は、簡易水道事業分及び市営浄化槽事業分を含んでいません。

【津市全域】

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	14.3	22.6	21.3	44.0	46.2
舗装率 (%)	29.6	55.4	64.1	65.7	67.7
農道					
延長 (m)	—	—	—	299,160	298,011
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	84.5	94.5	5.9	36.6	36.4
林道					
延長 (m)	—	—	—	243,033	246,475
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	8.0	6.3	7.2	5.9	5.9
水道普及率 (%)	—	—	92.6	99.5	99.6
水洗化率 (%)	—	—	48.4	79.0	94.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	17.5	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 津市総合計画における望ましいまちの姿・将来像

津市においては、平成20年度策定の基本構想・前期基本計画、それに続く平成25年度からの後期基本計画、そして現在は平成30年度にスタートした、計画期間を特に定めない基本構想と、計画期間を10年間とする第2次基本計画に沿って、まちづくりを進めています。

津市総合計画は、津市における最上位の計画として、中・長期の展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本となる方針を定めたものです。

過疎地域持続的発展計画においても、この基本となる方針のもと、持続可能で活力のあふれる地域づくりをめざします。

現在の「津市総合計画」においては、まちづくりの基本的な理念として、津市のめざすべき都市像や市民の暮らし・生き方、土地利用の考え方などを示しており、「基本構想」において、望ましいまちの姿として

「市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち」を掲げています。

そして、これらのめざすべき都市像や市民の暮らしなどの実現に向けた施策や取組の方向性などを示す第2次基本計画においては、これから10年間のまちづくりとして、将来像「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」を掲げています。

イ 美杉地域における基本方針

美杉地域は、過疎化に歯止めをかけるため、豊かな自然環境と貴重な歴史・文化などの地域資源を最大限に活用し、U I J ターン希望者などに対するPRや受入体制の整備、交流促進や二地域居住等の推進による移住・交流人口の拡大を通じて、自然の恵みを積極的に生かした空間の形成をめざします。

また、住民が健康であり続けるための医療の確保や住民の生活に必要な移動手段として重要な役割を果たしているコミュニティ交通システムの整備により、安心な生活の確保をめざします。

道路は、住民生活と地域産業を支えるとともに、交流やコミュニケーションの確保にも重要な役割を担うものです。国道・県道をはじめ、生活道路の整備、さらに広域圏域に向けた交通基盤の確立を図り、次代へつなぐ交通ネットワークの形成をめざします。

農林業は、豊かな自然や豊富な森林資源の活用によりその活路を見いだし、就業機会を確保しながら、森林・農用地を適正に管理するとともに、確かな魅力と価値のある特産品の開発を図る等、安定的な農林業経営をめざします。また、有害獣による農林産物の被害防止対策事業を推進します。

商工業は、地場産品の流通整備や情報発信の機会創出により販路の拡大をめざします。また、農林水産業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組みます。

集落対策については、各地区自治会をはじめ各種の住民団体活動に対し支援を行い、連携を図るとともに、担い手の確保や育成に努め、集落機能の再生や活性化に取り組みます。

これらの事業推進をはじめ、高齢者等の福祉対策、道路や浄化槽等の整備や消防防災体制の充実など、安全・安心で心豊かな住民生活の確保と住民が誇りと愛着を持つことができる活力ある地域づくりをめざします。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 津市総合計画・第2次基本計画における基本目標など

基本構想に示す津市がめざすべき望ましいまちの姿「市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち」をめざすためには、子どもたちの明るい未来が展望でき、若者が夢や希望を持ち、市民の幸せな暮らしが広がり、そして市民の暮らしを支える力強い地域経済があるまちでなければなりません。

この理想とするまちを市民と共に必ず実現するという想いを込め、第2次基本計画に将来像「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」を掲げ、将来像を実現するための6つの基本目標などを設定し、まちづくりを進めることとしています。

目標1 子どもたちの未来が輝くまちづくり
安心して子どもを生み育てられる環境の充実 など

目標2 安心して健やかに暮らせるまちづくり
社会の変化に対応した福祉の充実 など

目標3 いのちと暮らしを守るまちづくり
いざという時の備えの強化 など

目標4 心やすらぐ住みよいまちづくり
環境にやさしい社会の形成 など

目標5 自分らしく心豊かに輝けるまちづくり
生涯を通じた学びの推進 など

目標6 魅力と活力を生み出すまちづくり
働く・働きたくなる環境の整備 など

イ 美杉地域における目標

過疎化や少子高齢化による地域コミュニティの瓦解が危ぶまれるなか、津市総合計画を基に、地域に寄り添い地域の立場に立って、地域住民の思いや願いに一つ一つ応えながら、住みよい地域づくりを行うとともに、二地域居住を含めた移住人口の拡大に取り組むなど、地域コミュニティを形成する人口の確保を目標とします。

【施策の実施による人口の自然減の緩和】

移住・交流人口の拡大に取り組み、地域の人口減少緩和をめざします。

目標とする数値として、空き家情報バンク制度を運用開始した平成21年度から令和2年度までの間で、制度を利用して物件の売買が成立した案件に係る移住者・交流者数の人数の累計を基準値として、計画終了時における目標値を以下のように定めます。

令和2年度末時点における空き家情報バンク制度で美杉地域の物件を購入した累計人数	計画期間終了時における空き家情報バンク制度で美杉地域の物件を購入した累計人数
(人)	(人)
167	251

【まちづくりの基盤となる定住人口の拡大】

地域の持続的発展のため、地域への交流者に対して定住を促すことで、定住人口の獲得をめざします。

目標とする数値として、空き家情報バンク制度を運用開始した平成21年度から令和2年度までの間で、制度を利用して物件の売買が成立した案件に係る定住者数の累計を基準値として、計画終了時における目標値を以下のように定めます。

令和2年度末時点における空き家情報バンク制度で美杉地域に定住した累計人数	計画期間終了時における空き家情報バンク制度で美杉地域に定住した累計人数
(人)	(人)
88	171

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度終了後に前年度の目標達成状況を地域の自治会連合会長会議に報告するとともに、市ホームページにて公表します。

(7) 計画期間

津市過疎地域持続的発展計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とします。

※ ただし、計画期間内における三重県過疎地域持続的発展方針（以下、「県方針」という。）の変更により、本計画と県方針の整合性が図れなくなつた場合は、本計画の内容を修正することがあります。

(8) 津市公共施設等総合管理計画との整合

津市においては、未来に向けて、次代の市民に健全な財政基盤と最適な公共施設を継承するため、「津市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の総量と質的な最適化を進めることとしています。

人口減少や少子高齢化の進展等の社会構造の変化に伴う、ニーズの多様化、窮迫する財政状況等を踏まえ、津市に見合った施設の総量と経営の最適化に長期的な視点に立って取り組むことを基本方針に、その具体化に向けた6つの実施方針を定めています。

【基本方針】公共施設の総量と経営の最適化

【実施方針】1 まちづくりの視点からの配置の最適化

【実施方針】2 時代の要請・変化への対応

【実施方針】3 公共施設総量の最適化

【実施方針】4 公共施設の有効活用

【実施方針】5 公共施設の経営改善

【実施方針】6 インフラ施設の計画的な更新と維持管理

津市過疎地域持続的発展計画においても、この「津市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ整合性を図りながら、各種施設の整備や維持管理等を実施していくこととします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

急速に少子高齢化が進行し、人口の流出に歯止めがきかないなか、美杉地域全域において集落の維持が困難となりつつあり、すでに一部地区においては集落維持のため自治会の合併などの対応にせまられています。

また、世帯全員が地域を離れることに伴って放置された空き家が増加し、周辺の衛生環境や安全管理上の問題が発生しています。

さらに、子育て世代を主とする若い担い手の流出により、地域の祭りなどのコミュニティ活動や、共有部分の草刈り作業といった共同活動における人員不足が顕著です。

(2) その対策

◎ 基本方針

人口の流出、またそれに伴う後継者不足や地域活力の低下という諸問題に対し、定住人口の増加と、地域産業の担い手の確保・育成のため、津市空き家情報バンク制度を運用し、県や関係団体などと連携を図りながら、市外から美杉地域へのU I Jターン希望者など移住に前向きな方に迅速に対応できる仕組みを整えながら、インターネット等を通じて都市部をはじめとした市外・県外における潜在的な移住・交流希望者に向けて、さまざまな居住志向に合わせた情報発信を行います。

また、移住者に対して地域住民との交流促進を図ることで、移住後ににおける早期の生活安定と、地域内の活力増進をめざします。

◎ 具体的施策

増加する空き家を地域資源として見直し、空き家情報バンク制度において空き家情報の集積と活用を行うことで移住者及び二地域居住者の増加をめざします。また、不動産情報だけの単純な移住PRをするだけではなく、地域出身者や元移住者などを田舎暮らしアドバイザーに起用し、空き家情報バンク制度利用者に対してリアルな地域の情報を伝えていただくことで、移住後に地域に馴染みやすく、希望に沿った物件を探せるような受け入れ態勢づくりを行います。制度に関する情報発信については、津市ホームページへ情報掲載をするとともに、休日でも制度の問い合わせができるように、田舎暮らし休日相談会を定期的に開催します。

また、近年の若い世代を中心とした都市部から地方へ移住しようとする潮流の高まりを見逃すことなく、移住者側と受け入れる地域側とのスムーズな交流を促進し、移住者を増やすとともに、これらの移住者を将来における地域活動の担い手として育成を図り、定住人口の増加をもって集落の再生と維持をめざします。

さらに、老朽化した物件が多い地域内の空き家の現状を鑑み、空き家情報バンク制度を利用して、地域内の空き家を購入した方を対象として、リノベーション及び水回り改修に係る費用を補助します。

また、地域の民泊施設などと連携し、移住や二地域居住を気軽に体験していただくための田舎暮らし体験塾を開催します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・交流促 進事業	田舎暮らし体験の実施、田舎暮らしアドバイザーの設置、空き家情報の提供及びこれらに係るPR事業を実施し、若者等の定住を促進します。 また、空き家情報バンク制度を利用して契約成立した物件に係るリノベーション及び水回り設備に係る改修補助を行います。	津市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

【農業の振興】

美杉地域の農業経営体の平均経営耕地面積は約62aで、市全体の平均経営耕地面積123aの約半分と、小規模経営となっています。

急峻な地形と小規模な耕地という土地条件のため、平地や中間地域に比べて耕地面積の割合は低いものの、全経営耕地面積における田の割合は約75%を占めており、水田農業が中心となっています。

令和2年度には未来に繋がる持続可能な農業経営が認められ、「JAみえなか美杉清流米部会」が農林水産大臣賞を受賞し、米の生産地として知名度を獲得しました。

山間地であることから、日照時間が少なく、ほ場一筆当たりの面積が狭小など、生産条件に恵まれた優良農地は少ない状況にあります。

過疎・高齢化による農業従事者数の減少が顕著であり、担い手不足に伴う耕作放棄地が急増しています。全農地の約30%に相当する85haが耕作放棄地となっています。

耕作放棄地はサル、イノシシ、シカなどの棲みかとなり、有害鳥獣による農作物等への被害が深刻化しているなか、今後も益々被害の拡大が懸念されます。

ほ場整備事業や農道整備事業等により農業基盤の整備を進めてきましたが、農業従事者の高齢化や減少等をふまえ、優良農地の維持・確保、有効的利用等に視点を置いた施設の改修や、老朽化に伴う補修工事について、受益者の限られたなかで効率的に進める必要があります。

【林業の振興】

木材需要の減少による木材価格の低迷、林業従事者の減少や後継者不足、シカによる森林被害は森林所有者の経営意欲の低下を招き、育成環境の悪化した森林の占める割合が増加しています。

また、森林所有者の世代交代に伴い林業への理解も薄くなり、代々守り育てられてきた森林が放置されることも少なくありません。

効率的な森林施業が求められるあまり、伐採しやすく、付近に林道があるような搬出が容易な森林ばかりが施業され、条件の厳しい森林は敬遠される傾向に拍車がかかっています。

これらの要因による林業離れは、林業経営者の一層の減少を招き、受益者の負担金を必要とする新たな林道開設にも障害となっています。

林道は、林業経営及び森林管理にとって重要な施設であり、林産物の搬出だけでなく、地域の生活基盤を担っていることから、計画的な施設の整備を行う必要があります。

林業を取り巻く環境改善のため、森林所有者のみならず市民や企業が森林の大切さを理解し、自主的な森づくりへの参加意識を高める森林環境保全活動を継続的に実施していく必要があります。

【内水面漁業の振興】

交流人口の増加をめざす観光産業としての内水面漁業は、遊漁者や漁業組合の組合員の減少により、組合運営が厳しい状況にありますが、アマゴの稚魚の放流を行うなど資源の確保に努めています。

河川環境は地球規模の気候変動に加え、水源地の荒廃、農地や里山の減少による河川水量の減少、さらにはアユの冷水病やカワウによる食害の発生など、水性動植物の生育環境が悪化しており、魚道の整備等が必要です。

【商業の振興】

人口減少と高齢化の進行、また、地域外の大型店舗への買い物客の流出とも相まって、地域における商店は減少傾向にあります。しかし、こうした商店は、地域の生活基盤を支える拠点として重要な役割を担っていることから、地域密着型の商業の振興を図るとともに、地域振興の視点も踏まえつつ、定住対策や農林業・観光産業振興などと絡めた総合的な対策や新たな事業展開を図っていくことが必要です。

【工業の振興】

地場産業の木工製品及び建築用木材の製造や、都市部へ出荷する工業製品の部品等の製造が地域内での主な工業です。木工製品及び建築用木材の製造については、地域内の林業の衰退により材料となる木材調達が困難になりつつあり、工業経営にも悪影響を与えていました。

地域内の事業者は個人経営が多く、資本力が乏しいことに加え、現役世代の高齢化と後継者不足から廃業する事業者が増加しています。

木材・木造住宅等における用途の減少に伴う売り上げの低下や従業員の高齢化等が緊急の課題となっており、金融面の対策や経営指導、支援情報の提供などが必要です。また、美杉地域の自然の活用や雇用の拡大と所得向上を図る上で、農林業と商工業が連携した新たな産業への誘導が必要です。

【観光の振興】

美杉地域は、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園に指定されており、自然豊かな環境に恵まれています。

レークサイド君ヶ野、道の駅美杉、伊勢奥津駅前観光案内交流施設、オートキャンプ場、パーゴルフ場等の観光・交流施設や伊勢本街道、森林セラピー基地等のウォーキングコース、滞在型市民農園等が集客と交流の拠点となっています。

また、発掘調査が続いている史跡「多気北畠氏遺跡」等の歴史的資源にも恵まれていることや、伊勢本街道を生かした地域づくりなど各地区の特色ある活動が活発であり、市もこれらの取組を支援しています。

近年、特に新型コロナウィルス感染症の感染拡大による生活環境の見直しと健康志向の高まりにより、安心して過ごせる空間が注目されていることに加え、何かと制限される新たな生活様式の中で、心身の解放、精神的なやすらぎが求められてきており、ウォーキングや森林浴といった自然の中で余暇を過ごすために来訪する方が増加しています。

地方の観光スポットが注目される中、美しい自然や歴史・文化資源にあふれる地域の特性を生かし、安心安全に楽しめる環境が整っていることを情報発信していくとともに、人々に新たな生活様式が浸透し、再び自由に全国を往来できるようになった時のために先行して、見る・知る・体験する・交流する・学習する観光施策が充実した地域として受け入れ態勢の充実と認知度の向上が必要です。

(2) その対策

◎ 基本方針

農林業の持続的な発展を促すため、担い手の確保・育成や地域の特性に即した生産基盤の整備等を通じて生産の維持・効率化を図るとともに、地域資源を活用したビジネスの創出、特產品の開発など、様々な主体と連携した総合的な施策を推進します。

個人や中小企業等による地域商工業の維持・活性化を図るため、地域の資源を生かした新事業の創出を促進していくとともに、魅力ある地域風土に合った産業等の企業誘致を促進していきます。

自然豊かな環境に裏付けられた観光資源を生かすとともに、歴史・文化的に価値のある地域の魅力を継承・保存し、これらを連携して新たな地域の魅力づくりを行い、観光振興に取り組みます。

◎ 具体的施策

【農業の振興】

将来にわたって、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき多様な担い手を育成するとともに、優良農地の維持・保全と適正な利用、農地、農業用排水路や農道などの生産環境の改善、獣害対策を推進します。

地域農業の主軸である水田農業を中心とする合理的な土地利用を推進し、各作物の生産性と耕地利用率の向上を図りつつ、市民の農業への理解の向上や農業経営の安定化を推進します。

集落営農組織や認定農業者等の担い手が、効率的で持続可能な営農を行えるよう、優良農地を確保するとともに、増加する耕作放棄地や遊休農地の解消・有効活用を図り、経営耕地の担い手への集積を進めるなど、農業経営基盤の強化を図ります。

集落合意を基本とした集落営農の組織化を図るとともに、認定農業者を中心とする地域農業の担い手の確保・育成を図ります。

有害獣による農作物等への被害低減については、効果的な個体数調整や防護柵の設置など、広域的で計画的な対策を推進するとともに、獣害対策協議会の設立支援による地域ぐるみでの取組の推進や、緩衝帯の設置等による有害獣の生息しづらい環境の創出など中長期的な対策を推進します。

生産性の高い農業に向けた営農経費の軽減や、営農者の意欲向上のため、農道や農業用排水路の改修など農業基盤の整備を推進します。

【林業の振興】

健全な森林を育成し、その保全を図るため、間伐等による森林の整備と、林道などの林内路網の整備を促進するとともに、林産物のブランド化を進めつつ、公共施設等における木材利用拡大を推進します。

生産林においては、国や県の補助事業及び市単独事業による間伐等の造林事業を積極的かつ継続的に推進します。

環境林においては、間伐等による森林整備を行うとともに、針葉樹と広葉樹が混交した森林への誘導を図り、水源のかん養機能や災害防止機能など、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮される森林づくりを進めます。

林地の保全と再生可能エネルギー創出を目的として、木材の育成と森林環境の整備のために実施した間伐で発生した林地残材（以下、「間伐材」という。）を活用した木質バイオマスの利用促進を支援します。

林業経営を取り巻く環境を改善することで、自主的な森づくりへの参加意識が高まるよう森林所有者のみならず市民や企業、ボランティア団体等の森林環境保全活動の支援に努めます。

シカなどの野生獣による森林被害の防止については、国や県の補助事業及び市単独による獣害防止施設等整備事業などを活用した取組を進めます。

林業の新たな担い手や後継者を確保・育成するため、県及び認定林業事業体と連携し、人材の確保・育成に努めます。

林業生産基盤の中心となる施設については、間伐・保育を安定的に進めるため、森林経営計画の認定を受けた地域を中心に路網整備を進めます。

また、認定林業事業体に高性能林業機械の導入を促し、作業の効率化、森林施業の協同化等による集約化・合理化を進め、経営の安定化及び健全化を促進します。

公共施設や住宅などへの地域産木材の利活用の促進や、ブランド化や販路の拡大に対する支援を行い、木材産業の健全な発展を図ります。

間伐材等の有効利用を促進するため、建築用材や合板材、木製品等、新たな市場の開拓に努めます。

【内水面漁業の振興】

内水面漁業の振興には多面的な要素があり、地域の活性化につながるアユ・アマゴ釣りや川魚の養殖・料理提供を主体とする観光産業・商業としての側面と、河川の浄化や自然環境の保全、更には憩いの場の提供といった役割を担っており、それぞれにおける施策の相乗効果による内水面漁業の振興を促進します。

観光産業・商業に資するため、資源管理やアマゴ等のブランド化を行うとともに、内水面漁業の近代化、観光との連携などを推進します。

また、県や内水面漁業団体等の関係団体と連携し、稚魚放流における外来魚やカワウによる食害に対する防除、地域の河川環境に合った稚魚の選定や湖産・海産等の複合放流等の研究を行うとともに、貴重な資源である天然稚アユなどの魚類の遡上を図るため、魚道の整備などの生育環境の改善に努めています。

農地や森林の荒廃等を原因とした土砂の流入による水質の悪化を防止するため、水源のかん養が適正に行われるよう配慮することに併せ、落葉性広葉樹の植林等により水域への有効な栄養分の供給を促進し、豊かな河川を醸成します。

流域住民の理解と協力のもと、河川の清掃や生活排水処理施設の整備等により、水質の汚濁・汚染を防止し、安全・安心で豊かな漁場の確保に努めます。

【商業の振興】

高齢化の進む地域において、交通手段により都市部へ移動せずとも生活必需品が購入できるよう、また、利用者のニーズを踏まえながら、地域の生活基盤と商業関係者の持続的な経営を支えるため、地域内の商業関係者や津市商工会等関係機関と連携を図り、移動販売や宅配サービス等の地域に密着した商業環境の整備に向けた取組を促進します。

新たな販路拡大を図るため、市内外におけるイベント等の開催時における販売機会の創出や、農商工連携への取組など多様な地域資源を活用した新商品の開発を支援するとともに、観光振興と連携した地域物産等のPRなどの取組等により商業の振興を図ります。

【工業の振興】

地場産品の流通の整備とインターネットを活用した情報発信により、販路の拡大に努めます。津市商工会等を通じた経営指導や情報提供、制度資金の活用等による経営基盤の安定化に取り組みます。

農林業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組むとともに、遊休状態の公共施設の活用も視野に入れながら、美杉地域の自然条件に適応した企業の誘致に努めます。

【観光の振興】

レークサイド君ヶ野、道の駅美杉、伊勢奥津駅前観光案内交流施設、オートキャンプ場、パターゴルフ場、森林セラピーロード等の市営の観光施設のほか、民間の観光関連事業者等の集客交流施設とも連携し、地域の魅力づくりと情報発信を進めます。

必要に応じて老朽化した観光施設の整備を行い、地元農林産物を生かした特産品、田舎体験をメインとした旅行企画など新たな観光商品の開発・情報発信を図り、観光拠点としての地域の活性化を図ります。

津市観光協会や民間の企業等と連携し、インターネットを通じた情報発信など、来訪者の視点に立った迅速な対応が可能となるよう、官民協働で体制を整備します。

年間を通じて多数の登山客が訪れる大洞山、俱留尊山、岳の洞をはじめとした山々、日本さくら名所 100 選の「三多気の桜」、地域を横断する伊勢本街道や史跡「多気北畠氏城館」、またそれらを活用し健康的なウォーキングコースが設定されている森林セラピーコース等の地域特有の観光資源に対する地域住民の理解を深め、森林セラピーガイドや伊勢本街道の語り部など、自主的な地域の観光の担い手の育成に努めます。

伊勢本街道や三多気の桜といった景勝地周辺では、津市景観計画の中で景観上重要な地区に指定し、市民と協働してまちづくりやまちなみの修景に取り組むことで、風景・景観の保全に努めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興		(10) 過疎地域持続的発展特別事業		
	農林業基盤整備事業	農林道・水路・町合わせ等基盤整備を進めます。	津市	
	広葉樹植栽事業	自然環境の保護などを目的として広葉樹の植栽を支援します。	津市	
	間伐促進事業	国、県の補助事業及び市単独事業により間伐などの造林事業を積極的に推進します。	津市	
	森林環境創造事業	水源かん養等、公益的機能の発揮をめざすため、「環境林」の整備を進めます。	津市	
	森林セラピー基地事業	森林セラピー基地の活用を促進します。	津市	
	まちなみ修景整備支援事業	重点的に良好な景観形成を推進すべき地区を津市景観計画における「重点地区」への指定に向けた働きかけを行うとともに修景整備への取組を支援し、まちなみの保全・継承を図ります。	津市	
	歴史資源を活かした地域づくり事業	伊勢本街道沿いの町並みや北畠神社から道の駅周辺の「歴史に親しむ町」など各地域に残る歴史資源を生かした地域づくりを、住民との協働により進めます。	津市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
美杉地域全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

携帯電話の利用可能区域は概ね全域をカバーしていますが、一部利用できない区域について、エリア拡大に向けた要望を継続していく必要があります。

災害時における情報通信手段として、同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線等の整備は完了しましたが、災害から住民の生命と財産を守るため、これらの適切な維持管理に努めるとともに、更なる情報伝達手段の充実を図る必要があります。

美杉地域に設置している河川監視カメラの映像についても、災害時における迅速な避難の目安となるよう視聴・閲覧できるように取り組む必要があります。

また、難視聴地域である美杉地域は、ケーブルテレビ網が整備されており、現在、民間による維持管理が適切に行われています。

(2) その対策

災害時における情報通信が適切に行えるよう、平素から同報系防災行政無線や移動系防災行政無線等の維持管理に努めるとともに、更なる情報伝達手段の充実を図るため、難視聴対策等に関する調査研究を進め、早期に実施できるよう取り組みます。

地域の高齢者にはインターネットや携帯電話の利用が無いなどの情報弱者が多く、このような方々へ情報収集手段として緊急告知ラジオの無償貸与を推進します。

また、災害時における迅速な避難の目安とするため、河川監視カメラの映像を視聴・閲覧できるよう、関係機関等と連携・協力して取り組みます。

難視聴解消のために設置されているケーブルテレビ網については、今後、老朽化した設備の更新が必要となります。公共性の観点からも、引き続き安定した情報提供が図れるよう努めます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

【道路】

美杉地域の道路は、国道2路線（368号・422号）、主要地方道5路線（久居美杉線・一志美杉線・嬉野美杉線・松阪青山線・青山美杉線）、一般県道4路線（八知下多気一志線・奥津飯高線・太郎生伊勢八知停車場線・老ヶ野古田青山線）と市道等です。

国道368号、主要地方道久居美杉線・一志美杉線については、計画的な整備が進められています。他の国道及び県道については、未改良部分や舗装更新、または部分的な改良など維持管理的な工事を必要とする所が多くあり、継続的な整備が必要です。

集落内の生活道路は狭い道路が多く、高齢社会を見据え、安全、快適に通行できる道路の整備が必要です。

【交通手段】

公共交通機関として、鉄道はJR名松線、路線バスは三重交通の名張奥津線が運行されているほか、津市が運行するコミュニティバスが4ルートあり、主に民間の路線バスが廃止になったところを運行しており、高齢者などの重要な交通手段となっています。

高齢化がますます進んでいる中で、高齢者など車を持たない方々の移動手段の確保が課題となっています。

加えて、観光客の移動手段の確保についても課題となっています。JR名松線を利用して美杉地域に来訪される観光客に対して、美杉地域全体に点在する観光スポットまで徒歩で移動することは現実的でないため、地域の実情にあった交通手段の確保が必要です。

(2) その対策

◎ 基本方針

産業振興や地域活性化のため、地域外との広域交通ネットワークを形成する国道や県道などの幹線道路の整備を促進します。

生活に必要な移動手段を確保するため、JR名松線及びコミュニティ交通による効率的な交通ネットワークの形成を図ります。

生活道路としてだけでなく、災害などの緊急時の利用も含めて、地域内の市道の適正な管理を行います。

J R名松線と地域に点在する観光拠点を結ぶ交通手段を確保し、観光目的の交流人口拡大と利便性向上を図ります。

◎ 具体的施策

【道路】

地域外に通ずる幹線道路対策は、産業振興や交流の促進、また災害時の避難経路など極めて重要であることから、県の道路整備方針に基づいて、国道368号・主要地方道久居美杉線・一志美杉線などの整備をさらに促進するとともに、老朽化した舗装及び側溝の改修、維持管理の適正化を図ります。

また、緊急車両の進入困難な区間の路肩整備及び車両が対向できない狭あいな区間において道路の整備や橋梁の修繕等により安全性を確保します。

【交通手段】

J R名松線については、住民の生活に必要な移動手段として、また、森林セラピー基地、歴史遺産や車窓景観など観光資源を生かした地域振興・活性化を図る上で、重要な役割を果たしています。

また、J R名松線を活用した観光振興を図るため、伊勢奥津駅、伊勢竹原駅等を乗継拠点として、鉄道とコミュニティ交通との接続の強化に努めることで、利用促進を図ります。

J R名松線の利用者が美杉地域を散策するための交通手段として、電動アシスト付き自転車の無料レンタル事業を行い、美杉地域の美しい自然環境を体感しながら、観光スポットを巡ることができる手段を提供します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備 、交通手段の確保		(1) 市町村道		
道路				
	宝生白山線 <small>ほうじょうはくさん</small>	改良舗装 L=400m W=5.0m	津市	
	見栗宝生線 <small>めぐりほうじょう</small>	改良舗装 L=2,000m W=5.0m	津市	
	八手俣川向 線 <small>はてまたかわむかい</small>	改良舗装 L=2,000m W=4.0m	津市	
	飯垣内中 太郎生線 <small>はがいとなか</small> <small>たろう</small>	改良舗装 L=3,000m W=4.0m	津市	
	上多気奥立川 旧道線 <small>かみたけおくたてかわ</small> <small>きゆうどう</small>	改良舗装 L=1,200m W=4.0m	津市	
	三谷中津線 <small>みたになかづ</small>	改良舗装 L=800m W=5.0m	津市	
	脇ヶ野篠ヶ広 線 <small>わきがのしのがひろ</small>	改良舗装 L=730m W=7.0m	津市	
橋梁				
	(仮)脇ヶ野篠 ヶ広線1号橋 <small>わきがのしの</small> <small>がひろ</small>	新設 L=57.0m W=7.5m	津市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
	名松線利活 用関係事業 <small>めいしうせん</small>	名松線利用促進事業による交 流人口の増加と地域の活性化 を図ります。	津市	
	域内移動手段 事業	市民及び美杉地域を訪れる人 の美杉地域内の移動手段とし て、電動アシスト付き自転車 の貸し出しを行います。	津市	

(4) 津市公共施設等総合管理計画との整合

津市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【消防】

広大な森林と急峻な地形に集落が点在するという地域特性に応じた消防団組織が設置され、地域の安全・安心の確立に努めてきましたが、地域の過疎・高齢化に伴い消防団員は減少傾向にあります。

地域内の、水道管沿いに設置されている消火栓は供給水圧が低く、また、各所に設置されている防火水槽は、非耐震性防火水槽がほとんどで、大規模地震時等の消防水利不足が懸念されます。

さらに、消防活動を支える消防車両や救急車両について、常に万全な活動体制を維持できるよう計画的な更新が必要となってきます。

【防災】

過去から、幾多の自然災害により大きな被害を受けてきたため、治山・治水事業に取り組むとともに、津市地域防災計画に基づき、住民の防災意識の啓発や地域における自主防災組織の育成、同報系防災行政無線をはじめとする情報伝達体制の整備を進めています。

しかし、山間地であり、適正な管理がなされていない山林面積が増加していることなどの要因から、台風や集中豪雨等による土石流といった災害の発生しやすい自然環境にあります。

今後とも、防災意識の喚起、自主防災体制の確立、防災施設の整備や災害応急体制の整備が必要であり、災害時において孤立が予想される地域内における自主防災組織等による生活関連物資の備蓄等の対策も必要です。

また、台風情報を的確に把握し、早めの自主的避難体制を確立するとともに、大地震による山地災害などへの対応についても対策及び啓発を行う必要があります。

【廃棄物処理】

地域内には最終処分場等施設が建設されており、施設の適正な維持管理はもちろん、施設周辺の森林資源を生かした敷地の活用や、ゴミ問題、環境問題についての啓発・学習及び生活周辺環境の整備が必要です。

【上下水道】

当地域の水道は、集落が点在し、地形的にも起伏が激しく、整備することができない地域もあります。整備済みの施設においても、一部の施設においては経年劣化も進んでおり、維持管理が容易でない状況にあります。

生活排水処理については、浄化槽の設置や農業集落排水処理施設により処理をしていますが、過疎化、高齢化が進む中、生活排水処理施設の整備は、計画どおり進んでいない状況にあります。

(2) その対策

◎ 基本方針

山間地であり、過疎化が進んだ美杉地域においても、上下水道や廃棄物の処理対策、消防組織といった安全・安心な生活環境の基盤となる事業について、市内の他地域と格差なく実施していきます。

水道施設については、水質管理の強化、施設の老朽化対策など、安全で安心な水道水の安定供給に向けた取組を進めます。

生活排水処理施設は、市営浄化槽事業の推進を行い、生活環境の向上及び公共水域の水質の保全を図ります。

また、最終処分場施設については、安全・安心な、地域や自然と調和した施設とし、必要な周辺環境整備を行います。

消防組織については、常備消防と消防団の連携及び消防施設等の整備を図り、安全・安心のまちづくりを進めます。

◎ 具体的施策

【消防】

消防団組織の維持、活性化を図り、常備消防と連携した消防施設等の整備を図りつつ、安全・安心のまちづくりを進めます。

消防団員の確保については、建物火災や山林火災などの災害対応に限定した活動を担う機能別団員制度を活用し、組織体制の充実と消防団員の確保に努めます。

また、大規模地震時等の有事に対応できる耐震性防火水槽を整備し、あらゆる災害に柔軟に対応できる消防水利の充実を図るとともに、消防団及び消防署における消防車両や救急車両についても計画的な更新を進めます。

【防災】

住民の防災意識の高揚を図るため、広報活動や防災訓練等を実施するとともに、共助による防災対策を推進するため、自主防災組織への支援に継続して取り組むほか、必要に応じて避難施設の整備を行い、被害の拡大を未然に防止するための防災体制を確立します。

また、河川の整備、治山・治水対策の計画的な推進に努め、防災行政無線の難聴対策等により災害時における情報伝達手段の充実を図ります。

また、森林の公益的・多面的な機能に対する市民の理解を深めるとともに、山地に起因する災害から地域住民の生命や財産を守るため治山事業の推進に努めます。

【廃棄物処理】

施設の適正な維持管理を引き続き行い、処分場敷地内の森林資源を生かした自然公園等の整備に努め、市民が集うことのできる環境の整備を進め、地域の活性化につなげていきます。

【上下水道】

水道施設は、水道事業全体を見据え、水質管理の強化や老朽化対策などを進めます。

生活排水処理施設の整備については、市営浄化槽の設置を積極的に推進するとともに、現存の農業集落排水処理施設、簡易排水処理施設を適切に維持管理します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(2) 下水処理施設			
	その他			
	市営浄化槽事業	市営浄化槽設置	津市	
	(5) 消防・救急施設			
	消防ポンプ自動車	更新1台	津市	
	小型動力消防ポンプ付積載車（軽）	更新2台	津市	
	耐震性防火水槽	新規設置 60m ³ 級1基	津市	
	高規格救急自動車	更新1台	津市	

(4) 津市公共施設等総合管理計画との整合

津市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

【子育て】

地域内における子育て世代の減少に伴い、子育て中の保護者同士が情報共有する機会も減少しており、子育ての不安を抱える保護者への支援が必要となってきています。

のことから、保護者同士の交流などによる子育て不安の解消に取り組む中で、保育所での育児相談や地域子育て支援事業を実施しています。

【高齢福祉】

高齢者比率が年々高くなり、超高齢社会へと進む中、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加している一方で、共働き世帯の増加により、昼間の在宅者が高齢者だけとなる家庭も増加しています。

このような中、要支援・要介護認定者数も増加しており、老老介護の状態や認知症高齢者の増加の問題も懸念されています。

津市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、及び地域の福祉団体などと連携し、高齢者の生きがいや健康づくりのための活動を続けていますが、高齢者を取り巻く環境は将来的に、より厳しいものになると見込まれることから、今後も継続的な施策として、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で趣味や生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

【健康づくり】

地域においては、ひとり暮らしの高齢者が多く、加齢による身体機能の低下の予防（フレイル予防）、高血圧・糖尿病などの生活習慣病や認知症などの重症化を予防し、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられる支援が必要です。

【障がい福祉】

障がい者等が地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい者やその家族が必要な時に相談でき、状況に応じた支援を受けることができる体制づくりが必要です。

地域内には障がい福祉サービス事業者が少なく、また公共交通機関を利用した地域外へのサービス利用が難しいことから、引き続き障がい者やその家族が住み慣れた地域で、個々のライフスタイルや環境に応じて安心した生活が送れるよう、地域の中に活動や支援の場が必要です。

【地域福祉】

過疎化・高齢化が急速に進む中で、単身世帯の増加や近隣関係の希薄化などの様々な要因から家庭や地域での支え合いが難しくなってきています。

のことから、すべての住民が一人ひとりの地域福祉意識を高めていく必要があります。また、地域住民による互いの支え合いや助け合いの支援など地域福祉の増進が必要になっています。

(2) その対策

◎ 基本方針

高齢化が進む地域において、誰もが安心して住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、高齢者福祉施設の機能充実や支援体制の強化を図るとともに、子育て世代から高齢者まで幅広く、地域住民同士が支え合える仕組みをつくり、支え合いを中心とした持続的で自立した地域社会の実現をめざします。

地域包括支援センターの機能を最大限活用し、高齢者の福祉増進を基本として、地域福祉の充実を津市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会などと連携して進めます。

また、健康づくり、生活習慣病予防、フレイル予防、介護予防や自立支援対策の充実を図り、健康の保持と生きがいづくりを促進します。

◎ 具体的施策

【子育て】

共働き世帯の増加により保育ニーズが高まる中で、仕事と家庭の両立を支援するための保育所運営や通園バスの運行を図ります。

また、子育て不安を解消するため、保護者同士の交流機会の創出や、保育所での育児相談及び地域子育て支援事業を引き続き実施します。

同世代の子どもが少なく、身近に子育て仲間が得られにくいことから、保護者の主体性を大切にし、保健センターで集まれる場をつくり子育て支援をします。

さらに、発達に心配のある子どもの支援、思春期保健については関係機関、中学校と連携し推進します。

【高齢福祉】

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、津市高齢者福祉計画の目的達成に向け高齢者の誰もが元気で暮らしやすい地域づくりを実現します。

介護保険事業は、津市介護保険事業計画に基づき、サービス基盤の安定等、利用者ニーズに対応した運営の充実と啓発活動を図り、ボランティアや地域住民の支援の輪が広がる地域づくりを進めます。

【健康づくり】

保健師、栄養士、歯科衛生士による地域巡回の健康相談・健康教育・家庭訪問で市民の健康の保持増進を図ると共に、ヘルスボランティアである食生活改善推進員、健康づくり推進員と共に食生活、運動など健康づくりの推進に取り組みます。

【障がい福祉】

障がい者やその家族等を支援するため、必要な時に相談ができる体制の構築を図り、また、障がい者等の活動の場等の確保を図るため、サービス提供の基盤整備とともに移動支援の充実を図ります。

【地域福祉】

多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、公的なサービスだけでは充分とは言えないことから、地域住民やボランティア、福祉サービス事業者と行政が協働して地域福祉の向上を図っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所			
	保育所通園バス	通園バス更新2台	津市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢福祉			
	配食サービス事業	高齢者世帯等への配食サービス	津市	
	緊急通報装置事業	一人暮らしの高齢者等への通報装置の貸与	津市	

(4) 津市公共施設等総合管理計画との整合

津市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

過疎地域における医療の確保は非常に困難であり、津市においても多くの課題を抱えています。地域内における医療機関については、民間診療所が1施設、国民健康保険診療所が2施設、また民間の歯科診療所が2施設あり、地域住民のかかりつけ医としての役割を果たしているものの、地域内人口の減少により、診療所等の経営は厳しさを増しています。また、地域に勤務する医師の高齢化並びに医師確保が困難な状況にあることから、地域の将来を見据えた持続可能な医療の確保が課題となっています。

(2) その対策

◎ 基本方針

住民が健康であり続けるためには、専門医を含めた医師の確保が必要であることから、地域の将来を見据えた持続可能な医療の確保に努めます。また、地域の核となる医療機関である県立一志病院と連携を図り、医療体制の充実及び予防体制の向上に努めます。

◎ 具体的施策

津市家庭医療クリニックをはじめとする地域における重要な医療機関を存続するため、県立一志病院等と連携を図り、医師の確保と施設の管理・運営を行い、適切な医療が受けられる体制を維持することにより、持続可能な医療が確保できるよう地域医療の一層の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他			
	医療の確保	専門医等の医師の確保等	津市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

【小学校教育】

美杉地域では、近年の少子化及び過疎化の進展により児童数が激減しております、少人数の教育環境に合わせた対応が必要です。

学校教育では、これから変化の激しい国際化・情報化の社会を生きぬくため、子どもたち一人ひとりの個性を發揮し、能力を伸ばしていく必要があります。

また、美杉地域の各地区の特色を生かした教育を開発するとともに、地域住民の積極的な学校教育への参画を促し、子どもたちの「生きる力」の育成と、地域の活性化につなげていくことが求められます。

学校施設については、自然と共生しながら、地域にあった環境にやさしい学校づくりをめざし、学ぶ児童が健やかで豊かな学校生活を送れるよう、施設改修や維持管理など、学習環境の整備を進める必要があります。

【中学校教育】

次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を發揮し、能力を伸ばし、創造性豊かなひとづくりをめざし、教育実践を進めています。

また、地域に根ざした特色のある教育に取り組み、子どもたちがたくましく心豊かに生きる力の育成を図っています。

学校施設については、施設の改修等を行い、学習環境の向上を図っています。しかし、建築後40年以上が経過していることから、適切な維持管理に努めていく必要があります。

【生涯学習・スポーツ】

地域住民が、生きがいのある充実した人生を送るために、公民館活動やボランティア活動等を求め、様々な地域活動に取り組んでいます。

また、住民の健康増進や地域の連帯意識の高揚のため、子どもから高齢者まで参加できるスポーツ活動の推進を図るとともに、その活動拠点となる旧小学校施設の維持管理も適切に実施していく必要があります。

(2) その対策

◎ 基本方針

地域の特性を生かし、家庭・学校・地域社会の三者一体の教育を進めていきます。

美杉地域は、保育園、小学校、中学校がそれぞれ1校（園）であることから、小学校、中学校の連携はもとより就学前からのつながりある教育を進めます。また、希望者に対して従来の通学区域を越えて小規模校への転入学を特別に認める小規模特認校制度を導入しています。

中学校給食は、小学校との親子給食により実施しており、食育の充実を図ります。

また、特色ある地域文化の振興と文化活動、生涯学習活動の普及やスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

◎ 具体的施策

【小学校教育】

児童数は減少傾向にありますが、少人数の特性を生かし、情報コミュニケーション技術の活用による一人ひとりのコミュニケーション能力の育成や外国語教育機会の充実、確かな学力向上をめざす授業づくりなどに、積極的に取り組みます。

また、地域住民との交流、地域の自然や文化の体験、地域の施設の利用など、地域全域をフィールドとした地域学習や、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる人権教育を積極的に推進します。

学校施設については、適切な維持管理及び改修等による施設整備を行い、児童の学習環境の確保を図るとともに、自然と共生しながら、地域にあった自然にやさしい学校づくりをめざします。

【中学校教育】

生徒数は減少傾向にありますが、少人数の良さを生かして情報活用能力の育成や、英語教育の充実、望ましい職業観、勤労観を育成するキャリア教育の推進、確かな学力の向上をめざす授業づくり、クラブ活動の充実など、次代を担う子どもたちの育成に地域とともに取り組みます。

また、地域の特性に合った小中高連携を推進するとともに、家庭や地域と連携しながら、安全で安心して通える学校をつくっていきます。

老朽化した施設について、適切な維持管理及び改修等による施設整備を行い、生徒の学習環境の向上を図るとともに、自然と共生しながら、地域にあった自然にやさしい学校づくりをめざします。

【生涯学習・スポーツ】

公民館活動やボランティア活動を支援し、青少年の健全育成や生涯学習体制の整備を進めるとともに、社会教育関係団体等の育成に努めます。

また、個々の趣味・嗜好を考慮したスポーツの振興と体育施設の維持管理及び改修も適切に実施し、施設の活用を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

急速な少子高齢化が進行する中、集落の維持が困難な地域もあり、将来において集落の維持が十分に行われなくなることが危惧されます。

美杉地域は、その集落のほとんどが高齢化率50%を超え、地域全体でも57%を超える限界集落地域であることから、地域の助け合いや共同作業といった地域形成のための機能が弱くなっています。地域コミュニティとしての存立が厳しくなる集落が発生しています。

(2) その対策

◎ 基本方針

減少する人口を補い、地域コミュニティを再形成するため、移住・交流施策の推進による移住・交流人口の増加を図りながら、地域主体の地域づくり事業を支援し、若者が賛同して定住できる地域コミュニティの形成をめざします。

そのためには、住民の意見を反映しながら、集落の維持に取り組んでいく必要があり、人材の育成や確保を図りながら、地域コミュニティ活動等の活性化をめざしていきます。

◎ 具体的施策

各地区の自治会や地域づくり協議会などの地域主体の団体を基盤として、地域住民が共同で行う生活環境整備、福祉活動・自主防災活動・交流活動などの自主的・自発的な活動や人材の確保・育成などに対し支援していきます。

さらに、住民や移住者の分け隔てなく、将来にわたって地域コミュニティの中核となる若い世代の活躍の場を創出し、生きがいがあり、住みやすい地域づくりを官民協働でめざします。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備			
	地域コミュニティ形成事業	地域づくり団体等と連携して、地域づくり、人材育成を支援します。	津市	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

【文化財の保存】

中世期に多気地区は伊勢国司北畠氏の本拠地であり、かつて北畠氏の館跡があった北畠神社には、往時の姿を今に留める庭園が残されています。

また、多気地区の集落や耕作地の下には、北畠氏が築いた城下の遺構が現在も良好な状態で残っていることから、これらの保存のためには、現状を維持していく必要があると考えられます。

なお、近年、史跡指定に向けた発掘調査や研究によって、当時の城下の構造の一端が明らかになってきましたが、今後、その成果を一般に向けて発信する機会を創出していくことが課題となっています。

桜の名所として有名な三多気の桜については、古木も多く、一部の桜に樹勢の衰えもありますが、市民団体や市がその保存と維持管理に努めています。

この他にも美杉地域には、史跡・名勝・天然記念物をはじめ有形・無形の文化財が数多くあり、国・県・市指定文化財の保存と保全に努めています。

しかし、各地区の地元住民が守り伝えてきた文化財等については、過疎化や高齢化による地域の衰退が進み、その保護や伝統行事等の担い手が減少しており、地域における文化財保護・継承が危惧されます。

【伝統文化の伝承】

各地区に残る伝統文化や伝統行事、また無形民俗文化財等は、伝承者の高齢化や後継者不足によって伝承が困難になっており、早急に後世へと継承する方法を検討する必要があります。

【文化の振興】

北畠氏館跡庭園を含み、続日本100名城に認定された史跡「多気北畠氏城館」や、伊勢本街道などの歴史・文化資源を有効に活用・情報発信し、地域文化の振興を図っていく必要があります。

また、「牛蒡祭」や「女郎石弁財天まつり」等の長い歴史を持つ祭りや、苔玉づくり・ミツマタを利用した紙すきといった近年から各地区の

特色を生かした地域づくりとして取り組まれているもの等、新旧の地域文化を継承していくためにも、これらの振興と支援が必要です。

文化活動の拠点であり、発表や鑑賞の場となる多目的ホールや図書館といった文化施設の整備が必要です。図書室については継続的な図書・資料の充実が求められています。

(2) その対策

◎ 基本方針

活力ある心豊かな生活の実現に向け、より一層住民の文化振興が図られるよう文化施設の機能の整備に努めます。

歴史・文化資源の保存・活用を図り、地域文化の振興に努めます。

◎ 具体的施策

【文化財の保存】

多気北畠氏遺跡については、国史跡指定に向けて発掘調査等を継続して行い、遺跡の中で特に重要な範囲を史跡として保護するとともに、
国史跡多気北畠氏館跡については、発掘調査成果等に基づいた歴史的景観の保護に努めます。また、市民が遺跡散策を楽しめるような工夫を行い、地域の賑わいの創出に努めます。

多気北畠氏遺跡の発掘調査成果については、美杉ふるさと資料館等における企画展示等で情報発信に努めます。

また、地域に残る無形民俗文化財等の保護・保存が図られるよう、その継承や行事の開催に対する支援に努めます。

【伝統文化の伝承】

各地域の伝統文化や伝統行事などを後世に引き継ぐため、文化の継承及び行事の開催、後継者の育成等に対する支援に努めます。

【文化の振興】

文化協会の育成及び文化芸術活動の活性化を図ります。

文化にふれる機会を提供し、発表と交流の場を設け、文化施設の充実を図ります。

史跡「た け きたばたけ し じょうかんあと多氣北畠氏城館跡」や「み た け三多氣の桜」などの歴史的資源や文化的景観などを有効に活用し、地域の文化に結びつけて賑わいのあるまちづくりを進めます。

地域の歴史的資源を積極的に保存・活用することにより、文化財保護の啓発と地域文化の活性化を図ります。

伝統文化の伝承、生涯学習、文化交流の場となる地域文化活動のため、美杉総合文化センターの有効な活用と充実を図ります。

地域文化の施設としての図書施設については、郷土資料を含めた整備充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興			
	歴史を生かした文化振興事業	歴史と文化を生かした文化芸術活動を実施	津市	
	伝統行事等継承事業	地域の伝統文化を生かしたイベント開催	津市	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

次世代のエネルギー資源として注目される木質バイオマスは、すでに美杉地域でも一定量が産出されていますが、品質の高い木材を育成しながら間伐材をバイオマスに転用するには、伐木作業や搬出作業に要する費用負担が高く、商業ベースになりづらいことから、取り組む事業者が限定期となっています。そのため、経費削減や作業期間短縮のため、道路や林道に近く、比較的搬出しやすい林地を皆伐し、優良木材も全てバイオマスに転用する事例もあり、林地育成期間と伐採ペースがあつておらず、まだ持続可能な仕組みづくりができていません。

全国的に広がったソーラー発電施設については、美杉地域でも人家の近隣から地域を囲む山々の奥地にまで建設されており、国定公園や自然歩道を要する自然環境、^{みたけ}三多気の桜や^{きみがの}君ヶ野ダム公園・スカイランドおおぼらキャンプ場などの観光スポット、さらに美杉全域が認定されている森林セラピー基地といった美杉地域ならではの自然を生かした魅力にとって、景観の悪化というマイナス要因となっています。

(2) その対策

◎ 基本方針

^{えすでいーじーず}S D G s や三重県新エネルギービジョンを踏まえ、市民、地域団体、事業者、行政が連携した再生可能エネルギーの創出と活用に関する枠組みづくりに取り組み、エネルギーの地産地消や省エネの推進による持続的で実現可能な地域モデルの検討を行います。

◎ 具体的施策

山林が大部分を占める美杉地域の特性を生かすためには、林業と共生可能な再生可能エネルギー創出の仕組み作りは重要なポイントです。搬出・処分に係る費用対効果の面から林地に放置されたままの間伐材は、正常な林地育成を妨げ、台風・大雨時の土石流の要因となります。また、間伐自体を行っていない林地では木材の育成が渉らず、資源価値が低く地盤の弱い林地となります。かねてより美杉地域の林業における課題となっていたこれらを解決し、利点へと転換するため、間伐材を

バイオマスエネルギーへ利用することを目的とした林地からの搬出・運搬に係る経費を支援し、美杉全域の林地環境の改善と、効率的で持続可能な再生可能エネルギーの創出に官民協働で取り組んでいきます。

伊勢本街道や三多気の桜といった景勝地周辺では、津市景観計画の中で景観上重要な地区に指定することで、ソーラー発電施設と周辺の風景との調和に配慮を求め、地区の景観の保全促進に努めています。

また、森林セラピーをはじめとする、自然環境を生かした地域づくりに影響を与えない立地の選定と建設方法について、地域や事業者と検討していきます。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

【旧公共施設跡地の活用】

旧小学校跡地等について、地域の意見を踏まえながら、施設の適正管理や跡地の有効活用を進める必要があります。

【市民との意識共有及び協働】

過疎・高齢化が進行する中で、地域が持つ課題に迅速に対応するため、市民と行政が意識の共有を行う機会を創出し、より多くの市民と協働してまちづくりを推進していくことが求められています。

【持続的発展のための多様な事業展開】

慢性的な地域の過疎化傾向に加え、新たな行政課題や市民のニーズの複雑化・多様化が進む中で、地域の自立と発展に向けた持続可能な施策が必要となっていますが、社会経済状況の変化や長引く経済の低迷などにより、津市を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、急速な少子高齢化と過疎化が進行する美杉地域においては、既存の集落機能が低下し、地域コミュニティ維持のための活動が困難になった地域が増加していることから、従来のインフラ整備、日常生活交通の確保、医療体制の整備、将来にわたる安全・安心な生活環境の整備に加えて、持続可能な集落組織の確立に向けた多様な施策の展開による地域の再生と活性化が求められています。

(2) その対策

◎ 基本方針

過疎化の抑制と地域の自立をめざし、市民と行政が意識の共有を行い、官民協働で具体的な取組を推進していくとともに、市民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、過疎地域の持続的発展を目的とした基金を管理・運用していきます。

◎ 具体的施策

【旧公共施設跡地の活用】

旧小学校跡地等について、各地域の地域づくり団体等の活動や情報発信の拠点として活用を図り、効率的な施設運用に努めます。

【市民との意識共有及び協働】

官民の意識共有と協働によるまちづくりを推進するため、地域広報紙の発行による情報提供や、地域づくりに係る連絡調整会議の開催などを行い、市民と協働したまちづくりを進めます。

【持続的発展のための多様な事業展開】

豊かな自然環境と貴重な歴史・文化等の地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進による交流人口の拡大と、空き家情報バンク制度の充実による移住・定住の促進により、地域コミュニティを形成する基礎人口のベースアップを図ることで、地域コミュニティの再生・活性化をめざします。

また、医療体制の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域と密接に関わる消防・防災組織が支える安全・安心な暮らしの維持、人と人のつながりが生み出す持続的な自立に向けた取り組みへの支援、これら多様な施策の推進を図ります。

なお、津市の健全財政の堅持に配慮しながら、地域の持続的発展のための施策を実施するため、計画期間中における過疎対策事業債の効果的な活用と、基金の適切な管理・運用を行い、各持続的発展施策区分における過疎地域持続的発展特別事業の財源を確保していきます。

さらに、本計画期間終了後においても、本計画に登載された過疎地域持続的発展特別事業の財源確保のため、基金の管理・運用を継続します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	持続的発展のための多様な事業展開	過疎対策事業債を活用した基金の適切な管理・運用を行います。	津市	

事業計画（令和3年度～令和8年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	移住・交流 促進事業	田舎暮らし体験の実施、 田舎暮らしアドバイザー の設置、空き家情報の提 供及びこれらに係るP R 事業を実施し、若者等の 定住を促進します。 また、空き家情報バンク 制度を利用して契約成立 した物件に係るリノベー ーション及び水回り設備に 係る改修補助を行いま す。	津市	移住・交流人口の拡 大を図ることで、将 来にわたり地域に係 る過疎・高齢化の遅 延効果が期待でき る。
3 産業の振興	農林業基盤 整備事業	農林道・水路・町合わせ 等基盤整備を進めます。	津市	基盤整備を進めること で、将来にわたり地 域の農林業従事者 の就業意欲の向上が 期待できる。
	広葉樹植栽 事業	自然環境の保護などを目的として広葉樹の植栽を支援します。	津市	針葉樹と広葉樹が混 交した森林づくりを行 うことでの、将来にわ たり水源のかん養 機能や山林の災害防 止機能の維持・向上 が期待できる。
	間伐促進事 業	国、県の補助事業及び市 単独事業により間伐など の造林事業を積極的に推 進します。	津市	間伐などの造林事業 を推進することによ り、生産林の育成環 境が改善され、価値 の高い木材が生産で きるようになること で、将来にわたり持 続的な林業経営が可 能な山林面積の増加 が期待できる。
	森林環境創 造事業	水源かん養等、公益的機 能の発揮をめざすため、 「環境林」の整備を進め ます。	津市	環境林として間伐な どの森林整備を行 ることでの、将来にわ たり持続的な公益的機 能の発揮が期待でき る。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 産業の振興	森林セラピー基地事業	森林セラピー基地の活用を促進します。	津市	地域の魅力を生かした森林セラピー基地事業を推進することで、将来にわたり地域の観光面の魅力向上と、地域の活性化に期待できる。
	まちなみ修景整備支援事業	重点的に良好な景観形成を推進すべき地区を津市景観計画における「重点地区」への指定に向けた働きかけを行うとともに修景整備への取組を支援し、まちなみの保全・継承を図ります。	津市	地域に残る自然・歴史などの観光資源周辺の修景整備への取組を支援することで、将来にわたりまちなみの保全・継承が期待できる。
	歴史資源を活かした地域づくり事業	伊勢本街道沿いの町並みや北畠神社から道の駅周辺の「歴史に親しむ町」など各地域に残る歴史資源を生かした地域づくりを、住民との協働により進めます。	津市	地域における歴史資源である伊勢本街道を見直し、地域づくりに生かしていくことで、将来にわたり歴史的価値の保存が期待できる。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	名松線利活用関係事業	名松線利用促進事業による交流人口の増加と地域の活性化を図ります。	津市	地域住民によって重要な交通手段であり、津市にとっても貴重な観光資源である名松線の利用を促進することで、将来にわたり交流人口の拡大と地域の活性化が期待できます。
	域内移動手段事業	市民及び美杉地域を訪れる人の美杉地域内の移動手段として、電動アシスト付き自転車の貸し出しを行います。	津市	電動アシスト付き自転車の貸し出しを行うことで、将来にわたり地域の観光的魅力の向上が期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	配食サービス事業	高齢者世帯等への配食サービス	津市	一人暮らしの高齢者に対する配食サービスを実施し、安否確認と在宅での健康的な生活を支援することで、将来にわたり安心で暮らしやすい地域づくりを行います。
	緊急通報装置事業	一人暮らしの高齢者等への通報装置の貸与	津市	一人暮らしの高齢者に対して、緊急時に速やかに連絡がとれる通報体制を確保することで、将来にわたり安心で暮らしやすい地域づくりを行います。
8 医療の確保	医療の確保	専門医等の医師の確保等	津市	医療機関や関係団体等と連携し、地域医療に係る専門医等の医師を確保することで、将来にわたり持続可能な地域医療体制を確保します。
10 集落の整備	地域コミュニティ形成事業	地域づくり団体等と連携して、地域づくり、人材育成を支援します。	津市	地域づくり団体等への活動支援や、連携した取組の実施により、将来にわたり生きがいを持って暮らせる地域づくりを行います。
11 地域文化の振興等	歴史を生かした文化振興事業	歴史と文化を生かした文化芸術活動を実施	津市	地域文化や歴史資源を生かした文化芸術活動を実施することで、将来にわたり地域における文化芸術活動の活性化が期待できます。
	伝統行事等継承事業	地域の伝統文化を生かしたイベント開催	津市	地域の伝統文化継承を支援することで、将来にわたり伝統文化が引き継がれ、いつまでも住民が誇れる地域であることが期待できる。